



# 「協同組合のアイデンティティ」を 共済の競争優位性の源泉に！

ふじた ちかつぐ  
藤田 親継

「協同組合のアイデンティティを深める」をテーマとして、2021年12月、韓国・ソウルにおいて、国際協同組合同盟（ICA）主催の世界協同組合大会が開催されました。ICAは「現在も続く危機やパンデミック後の社会における協同組合のアイデンティティの強みを、協同組合運動が再発見するまたとない機会」<sup>1</sup>と位置付けた同大会を起点として、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」の集中的な検証を全世界の協同組合関係者に呼び掛けています。検証の結果、必要があれば同声明の見直しも検討されるのですが、少なくとも日本の協同組合において第一に取り組むべきは、激化する競争環境の中で同声明を自らの優位性を実現するために生かしていくことの検討である、と私は考えています。

ここでは、紙幅の許す限り、協同組合の保障事業である共済に即して施策を考えてみたいと思います。

## 「協同組合の定義」に関して

2020年1月に開催された世界経済フォーラム（ダボス会議）では、従来の株主利益を第一とする「株主資本主義」から、従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする、さまざまなステークホルダーの利益に配慮する「ステークホルダー資本主義」への転換が提唱されました。日本の金融庁と東京証券取引所が上場企業に参照すべき原則・指針として示している「コーポレートガバナンス・コード」にもこの考え方が採り入れられており、内外でのSDGs（持続可能な開発目標）の浸透と合わせて「株主資本主義」からの脱却が大きな流れとなっています。

一方、ソウル大会に向けてICAが作成した「協同組合のアイデンティティを考える」<sup>2</sup>では、「おそらく最も重要な点は、協同組合が**人びとの集まり**である、という点をこの定義で強調していることだろう。投資家所有の事業体は本質的に、資本の集まりであるため、この点で一線を画している」と述べています。

同じく、ICAが2015年に発行した「協同組合原則へのガイダンスノート」<sup>3</sup>では、「協同組合では**資本が事業の『主人（master）』**で

1 ICA「第33回世界協同組合大会の討議テーマ」 日本協同組合連携機構（JCA）訳

2 ICA「協同組合のアイデンティティを考える 第33回ICA大会に向けた討議資料」 日本協同組合連携機構（JCA）訳

3 ICA「協同組合原則へのガイダンスノート」 日本協同組合連絡協議会（JJC）訳

はなく『僕 (servant)』である]、「協同組合の全体的な仕組みは『資本は人々や労働に仕えるものであり、労働や人々が資本に服従するものではない』という概念を中心にデザインされている」と記しています。

「組合員が目指すのは、『共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願い』をかなえることであり、資本への報酬ではない」(「協同組合のアイデンティティを考える」)ことは、協同組合にとっては19世紀イギリスで誕生して以来の「原則」です。その協同組合の共済だからこそ、事業の目的は仲間同士でお金を出し合って、病気や事故、災害などに遭った人がお金を受け取るという相互扶助(たすけあい)そのものであるということになります。そのことをわかりやすいメッセージで伝え、共済への共感を広げていくチャンスが到来しているのではないのでしょうか。

### 「第3原則：組合員の経済的参加」「第7原則：コミュニティへの関与」に関して

「協同組合のアイデンティティを考える」では、「剰余金の配分」について、「組合員は協同組合の共同所有者であるため、同組合が創出した剰余金の共同所有者でもある」「剰余金の一部は通常、組合員に配分されるが、株主配当とは全く異なる仕組みに沿って行われる。なぜならば配分は、資本に対する報酬ではなく、組合員と協同組合の間で当該年に

行われる取引に基づいているためである」と述べています。

共済の特徴、ユニークさが最もわかりやすく現れているのが、この原則に基づく、預かった掛金から支払った共済金と事業経費等を差し引いた剰余金を契約者に戻す「割戻金」だと思います。

多くの共済において事業の主体は連合会となっているため、単協に加入した組合員(≒契約者)は「割戻金」を含む「剰余金の分配」の意思決定には間接的にしか関われません。しかし、意思決定の根拠やプロセスを積極的に開示することによって、共済を通じた協同組合への「経済的参加」を実感していただけるようになるのではないのでしょうか。

また、「協同組合のアイデンティティを考える」では、「剰余金の配分」の選択肢としてさらに「第7原則を実施するために…地域コミュニティまたは社会的目的に資する特定基金に配分する」を挙げています。少なくない協同組合(連合会)で取り組まれている地域貢献活動も、組合員が共同所有する剰余金を、組合員が暮らす地域社会への関与や配慮のために使用するという第7原則(コミュニティへの関与)に基づくものとして位置付けを整理し、組合員に伝えていくことにより、協同組合と共済への理解と共感を強めることができるのではないのでしょうか。

(公益財団法人 人生協総合研究所  
代表理事 専務理事)